航行マナー啓発活動

目黒川では、多くの人に目黒川の魅力を安全・快適に楽しんでもらうため 桜の時期に航行マナー啓発活動を実施しています。

啓発活動期間中に目黒川を航行する場合は、事前申請をお願いします。



令和6年 3/30 (±) • 31 (E) 10:00~16:00

間 品川区内の目黒川全域 ※昭和橋上流から品川区境まで

航行制限対象 事前申請のない全ての船舶等

3/30 (土)・31 日 (日) 10 時までを非動力船の優先航行時間帯 (※) として試行します ※動力船と非動力船がより譲り合って航行する時間帯で、動力船の航行を禁止するものではありません



申請方法 ※申請は、令和6年2月1日より受け付けます

令和 6年 3月 22日 までに「書面による申請」もしくは「電子申請」を行ってください。

書面による 申請

申請書に必要事項を記入のうえ、窓口または郵送で提出して下さい。

申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、品川区役所の HP からもダウンロード可能です。 ※郵送による申請の場合は、切手の金額不足にご注意ください。





電子申請

電子申請サイトにアクセスし、必要事項を記入のうえ、申請して下さい。

https://megurogawamanner.wixsite.com/shinagawa



申請者には旗またはステッカーを発行します。

※「電子申請」を行った場合は、電子データで配布する 旗、ステッカーを印刷してください。









当日の航行の際に 旗またはステッカーを 掲示して頂きます。



(水上オートバイ以外)





水上オートバイ

※関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。

※TPSP(東京港・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクト)にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属 している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。

TPSP 事務局 ▶ 電話 03-5661-7201 http://www.tpsp.jp



関東小型船安全協会 ▶ 電話 045-201-7754

http://www.shoankyo.or.jp



実施主体: 目黒川航行マナー向上委員会(事務局:品川区)

担当窓口: 品川区 防災まちづくり部河川下水道課 水辺の係 東京都品川区広町 2-1-36 区役所第二庁舎 5 階/03-5742-6794